



2021年7月14日

静岡市  
ENEOS株式会社

## 「静岡市清水区袖師地区を中心とした次世代型エネルギーの推進と地域づくりに係る基本合意書」 の締結について

静岡市（市長：田辺 信宏）と ENEOS 株式会社（社長：大田 勝幸、以下「ENEOS」）は、「静岡市清水区袖師地区を中心とした次世代型エネルギーの推進と地域づくりに係る基本合意書」を本日締結しましたので、お知らせいたします。

昨年7月、ENEOSは静岡県と次世代型エネルギーの推進と地域づくりにかかる基本合意書を締結し、同社の清水製油所跡地（清水油槽所内遊休地）を中心に次世代型エネルギーの供給拠点ならびにネットワーク（以下「次世代型エネルギー供給プラットフォーム」）の構築に向けた検討を進めており、その推進にあたっては、静岡市とも協議を行ってまいりました。

静岡県および静岡市と議論を進める中で、本事業の具体化・実現にあたっては、計画対象地域である静岡市との更なる緊密な連携が重要であると判断し、本合意書を締結することによって、同市が目指す「まち」と「みなど」が一体となった持続可能な地域づくりの確実な実現を共に推進することいたしました。本合意により、地域との相乗効果を生む事業開発を推進し、2024年度頃の運用開始を目指してまいります。

ENEOSは2040年に自社が排出するCO<sub>2</sub>のカーボンニュートラルを掲げており、静岡市は2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた取組の推進を表明しています。今後、静岡県、静岡市、ENEOSの3者で相互に連携をはかり、脱炭素社会の実現に貢献する地域づくりを推進してまいります。

### 【本合意書の概要】

目的	静岡市および ENEOS が相互に連携し、ENEOS の所有する清水製油所跡地を中心に次世代型エネルギー供給プラットフォームを構築するとともに、「まち」と「みなど」が一体となった魅力的かつ持続可能な地域づくりを進めることを目的とする。
連携事項	(1) ENEOS は、再生可能エネルギーをはじめとした地産地消による自立型エネルギーの供給体制を整備し、蓄電池などの最新技術を活用したエネルギーの効率化・多様化、災害時のレジリエンス向上、ならびにモビリティサービスを含めた新たな付加価値サービスを提供する次世代型エネルギー供給プラットフォームを構築し、静岡市はそれに協力する。 (2) 袖師地区を中心とした、「まち」と「みなど」が一体となった魅力的かつ持続可能な地域づくり推進に向け、相互に連携し、協力する。

以上

【位置図】静岡市清水区袖師地区



港湾区域 ENEOS 清水油槽所（遊休地） ENEOS 清水油槽所（油槽所エリア）

<本件に関わる問い合わせ先>

静岡市 企画局 企画課 政策企画・調整係 TEL 054-221-1002

ENEOS 株式会社 広報部広報グループ TEL 03-6257-7150

静岡市清水区袖師地区を中心とした次世代型エネルギーの推進と地域づくりに係る  
基本合意書

静岡市（以下「甲」という。）とENEOS株式会社（以下「乙」という。）は、静岡市  
清水区袖師地区を中心とした次世代型エネルギーの推進と地域づくりに関し、次のとお  
り基本合意書（以下「本合意書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本合意書は、甲及び乙が相互に連携し、乙の所有する清水製油所跡地を中心に  
次世代型エネルギーの供給拠点並びにネットワーク（以下「次世代型エネルギー  
一供給プラットフォーム」という。）を構築するとともに、魅力的かつ持続可能  
な地域づくりを進めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 乙は前条の目的を達成するため、再生可能エネルギーをはじめとした地産地消  
による自立型エネルギーの供給体制を整備し、蓄電池などの最新技術を活用し  
たエネルギーの効率化・多様化、災害等のレジリエンス向上並びにモビリティ  
サービスを含めた新たな付加価値サービスを提供する次世代型エネルギー供給  
プラットフォームを構築し、甲はそれに協力する。

2 甲及び乙は、袖師地区を中心とした、「まち」と「みなと」が一体となった魅力  
的かつ持続可能な地域づくり推進に向け、相互に連携し、協力する。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本合意書に基づき協議し、その過程で知り得た情報を厳に秘密と  
して保持し、第三者に開示又は漏洩してはならない。本合意書の効力が失われ  
た後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令（甲の条例、  
規則等を含む。）により開示する場合は、甲又は乙以外の者に対し、本合意書に  
基づいて協議し知り得た情報を提供することができる。

（合意書の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本合意書の内容の変更を申し出たときは、その都度協  
議の上、変更を行うことができるものとする。

（その他）

第5条 本合意書に定めのない事項又は本合意書に定める事項について疑義等が生じた  
場合は、甲及び乙は協議して定めるものとする。

本合意書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自1  
通を保有するものとする。

2021年7月14日

甲 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市長

田辺 信宏

乙 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

ENEOS株式会社

代表取締役社長

大田勝幸